

## つくば市議会会派代表質問実施要項

## (会派代表質問)

- 1 会派代表質問は、当該地方公共団体の行政全般にわたり政策上の問題について会派を代表して行うもので、議会運営の円滑化と市民の市政に対する理解を深めることを目的とする。
- 2 会派代表質問を行う会派（会派代表者）並びに質問者は、会派を代表して質問することに鑑み、あらかじめ当該会派の政策上の問題について、十分な会派内調整を実施し質問に臨むものとする。
- 3 会派代表質問は、毎年、2月定例会議にのみ行う。
- 4 会派代表質問は、一般質問と区別するため、大局的見地から政策や施政方針について行う。
- 5 会派代表質問は、会派の構成議員数が3人以上の会派から、代表して1人が行う。
- 6 発言通告の締切後に、疾病その他のやむを得ない事由により発言者が質問することができない場合は、当該会派は発言者の変更をすることができる。
- 7 会派代表質問を行った議員は、一般質問を辞退する。

## (発言)

- 8 会派代表質問の発言順位は、会派の構成議員数が多い会派から順に行う。ただし、同数の場合はその都度抽選により議会運営委員会が順位を決定する。
- 9 会派代表質問における発言は、質問項目ごとに行うものとし、その回数は、同一議員につき3回以内とする。ただし、3回目の発言は、意見又は要望に関するものに限る。
- 10 会派代表質問における発言は、1回目は登壇して行い、2回目以降は質問席で

行う。

- 11 会派代表質問における発言時間は、会派の構成議員数が3人以上の会派に対し、会派割りとして1会派当たり20分、人数割りとして1人当たり2分として計算した質問時間を割り当てる。

(発言通告)

- 12 議長は、会派代表質問発言通告書を2月定例会議開議通知日に、会派代表者に送付する。

- 13 会派代表質問における発言通告は、会派代表質問発言通告書により会派代表者が議長（議会局）に提出する。

- 14 会派代表質問における発言通告は、議事の能率化を図るために、発言要旨を具体的に記載する。

- 15 会派代表質問における発言通告期限は、市長の施政方針演説が行なわれた翌々日（つくば市の休日のときはその翌日）の正午とし、期限後の通告は認めない。

(答弁)

- 16 会派代表質問における答弁は、原則として市長が行う。

この要項は平成16年3月定例会から適用する。

平成15年12月1日全員協議会了承

この要項は平成21年3月定例会から適用する。

平成21年1月20日議会運営委員会決定

平成21年2月13日全員協議会報告

この要項は平成22年3月定例会から適用する。

平成22年2月15日議会運営委員会決定

この要項は令和5年3月定例会から適用する。

令和5年2月3日議会運営委員会決定

この要項は令和6年3月定例会から適用する。

令和6年1月30日議会運営委員会決定

この要項は令和6年第2回つくば市議会定例会令和7年2月定例会議から適用する。

令和6年●月●日議会運営委員会決定